

「福岡 久留米館」 イベントスペース使用規則

（目的）

第1条 この規則は、久留米広域連携中枢都市圏（以下「本圏域」という。）のアンテナショップである「福岡 久留米館」（以下「本館」という。）のイベントスペース等の使用に関し必要な事項を定め、本館で実施されるイベント等を通して首都圏と本圏域の人・物・情報の交流を円滑に行い、本圏域のイメージアップと物産、観光等の振興及び移住促進を図ることを目的とする。

（運営者）

第2条 この規則において、イベントスペースの運営者は、本館運営事業者（以下「運営事業者」という。）とする。

（使用者）

第3条 この規則において、使用者は、本館においてイベントを実施する者をいう。

（イベントスペース）

第4条 本館のイベントスペースは、別途定める『「福岡 久留米館」 イベントスペース使用の手引き』（以下「手引き」という。）で示すスペースとする。

（使用期間）

第5条 イベントスペースの使用期間は、1回の申請につき原則として7日以内の使用とする。ただし、運営事業者と久留米市との協議に基づき必要と認められた場合は、この限りではない。

（使用時間等）

第6条 イベントスペースの使用時間は、10時00分から20時00分までの間とする。なお、設営及び撤去作業等のための時間は別途定めた時間内に行うこととする。

（使用資格）

第7条 イベントスペースを使用できる者は、第1条に定める目的に寄与するイベントを実施する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等反社会勢力に属する者は除く。

- （1）本圏域の市町、観光協会等の公益的又は公共的団体
- （2）本圏域産品を生産、製造、加工又は販売をしている企業、団体、個人
- （3）本圏域の観光、文化、芸術に関する情報発信を行う企業、団体、個人
- （4）本館で商品を取扱っている企業、団体、個人
- （5）その他前各号に準ずる者で、運営事業者と久留米市との協議に基づき特にその使用を認めた企業、団体、個人

(実施できるイベント)

第8条 本館において実施できるイベントは、本圏域の観光宣伝、物産販売、その他本圏域の魅力や技術力等を発信する活動を通じ、本圏域のイメージアップに寄与するイベントとする。

(販売手数料等)

第9条 販売を伴うイベントスペースの使用については、売上金額(税込)の10%に相当する額を販売手数料とする。販売を伴わないイベントスペースの使用については、原則、無料とする。

2 使用者の売上金額については、運営事業者が使用者に通知し、使用者の指定する口座へ販売手数料を差し引いた金額を振り込む。

3 販売手数料については、運営事業者が売上金額を使用者に報告し、双方で販売手数料相当額を確認する。

(使用者に対する助言)

第10条 運営事業者は、使用者に対しイベントをより効果的なものとするため必要に応じて助言等を行うことができる。

(イベントの広報)

第11条 イベントの実施にあたっての広報は、運営事業者と使用者が連携して行うものとする。

(使用申請等)

第12条 イベントスペースを使用する者は、原則、イベント実施の6ヶ月前から2ヶ月前までに手引きに定める様式第1号『「福岡 久留米館」イベントスペース使用申請書』に添付書類を添えて運営事業者へ提出する。

2 運営事業者は、前項の申請が適当であると認められる場合には、使用者に使用を承認する旨の通知を行う。

3 イベントスペースの申請時期が重なった場合は、運営事業者へイベントスペース使用申請書が先着した使用者を優先とする。

(使用の不承認)

第13条 運営事業者は、申請に基づく使用が次のいずれかに該当すると判断される場合は、前条の申請を不承認とし、理由を付して使用者に通知する。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 施設、設備及び機器等を破損、汚損又は亡失するおそれがあるとき。

(4) 政治活動又は宗教活動の目的で使用するとき。

(5) その他運営管理上支障があるとき。

(承認内容の変更)

第14条 使用者は、承認の通知を受けた後、事業の中止や使用期間等の変更を行う場合は、速やかに運営事業者へ報告しなければならない。

(使用者の責務等)

第15条 使用者は、イベントの適正な実施運営の確保と来館者の安全かつ快適な使用を第一とし、善良な管理義務をもって使用するものとする。

2 イベントの実施に伴う使用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、使用者の責任において処理するものとする。

3 使用者は、イベント終了後1ヶ月以内に手引きに定める『「福岡 久留米館」イベントスペース使用実績報告書』(様式第6号)を運営事業者へ提出する。

(使用上の条件、遵守事項)

第16条 イベントスペースの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、イベントスペースを使用する際、使用内容の説明等に従事する説明員を配置する。
- (2) 搬入・搬出及びイベントの開催、運営に要する経費等は、使用者の負担とする。
- (3) イベントスペースの使用については、原則として本館の営業時間中はイベントを実施しなければならない。
- (4) イベントスペース使用範囲区域以外には、みだりに立ち入らないこと。また、イベントスペース使用範囲区域についても、運営事業者が承認した使用時間以外では使用しないこと。
- (5) 運営事業者が承認した使用目的及び使用方法以外では使用しないこと。
- (6) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) イベントスペース及びその付属設備を毀損し、又は汚損しないこと。
- (8) 喫煙、飲酒、そのほか他者に迷惑をかけるおそれのある行為又は公の秩序を乱し、若しくは善良の風俗を害するおそれのある行為をしないこと。
- (9) 使用後は、必要に応じて片付け、清掃等を行い、使用に伴って発生した廃棄物は適正に処理し、使用前の状態に復した上で、運営事業者の確認を受け、その指示に従うこと。
- (10) 食材・食品を試食・販売する場合の衛生管理については、運営事業者の指示に従うこと。
- (11) その他イベントスペースの適正な使用・管理を図るため、運営事業者の指示に従うこと。

(使用停止)

第17条 運営事業者は、使用者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、イ

イベントスペースの使用を停止させることができる。この場合においても、使用者は第9条に定めるところにより販売手数料を負担するものとし、当該停止により使用者又は第三者に損害が生じたときも、それについて運営事業者は一切の責任を負わない。

(1) 虚偽又は事実と異なる内容の申込みにより、使用の承認を受けたとき。

(2) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(賠償責任)

第18条 使用者の責めに帰すべき事由によりイベントスペース及びその付属設備を毀損し、又は汚損したとき、久留米市、運営事業者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、詳細については、別途定める『「福岡 久留米館」イベントスペース使用の手引き』に示すとともに、必要な事項は運営事業者が久留米市と協議して別に定める。

附則 この規則は、平成29年6月27日から施行する。

附則 この規則は、平成29年10月5日から施行する。